

# Pictet Fund Watch ピクテ・ファンド・ウォッチ

## ピクテ・プレミアム・ブランド・ファンド(3ヵ月決算型)

# トランプ関税ショックを乗り越えるカギ、「価格決定力」

## POINT

- トランプ関税を受けて株式市場は大きく変動。プレミアム・ブランド企業の株価も下落
- 過去の実績では、プレミアム・ブランド企業の株価は世界的な危機後に、回復力を示す
- トランプ関税の影響の一部は、ブランド力を背景とした価格決定力が吸収するとみる

## ■ 過去の世界적인危機後は、回復力を示してきたプレミアム・ブランド企業の株価

トランプ関税やそれによる世界経済へのマイナスの影響に対する懸念が高まるなか、世界の株式市場は大きく変動しています。こうした市場全体の流れを受けて、当ファンドの投資先であるプレミアム・ブランド企業の株価は大きく下落しました。この背景には、プレミアム・ブランド企業は、景気や消費者心理の影響を受けやすい消費関連であること、さらには輸出企業が多く、海外の製造業者にサプライチェーン（供給網）を依存している企業もあることなどから、マイナスの影響を受けるとの懸念が高まったことなどがあります。なお、2025年4月9日（現地時間）に米トランプ大統領が、米国に報復措置を講じていない国・地域に対しては高水準の相互関税発動を90日間停止すると発表し、懸念はいったん後退しました。

当ファンドの設定日（2006年6月30日）以降、プレミアム・ブランド企業は、何度かの世界的危機に直面し、株価が大きく下落することもありました。しかし、その後は、良好な企業のファンダメンタルズ（基礎的条件）や中長期的な成長性が再評価されて株価は大きく反発しました。こうしたことから、当ファンドの設定来パフォーマンス（分配金再投資後基準価額）は、中長期的にみれば上昇トレンドが続きました。

## 当ファンドの設定来パフォーマンス 日次、期間：2006年6月30日～2025年4月8日

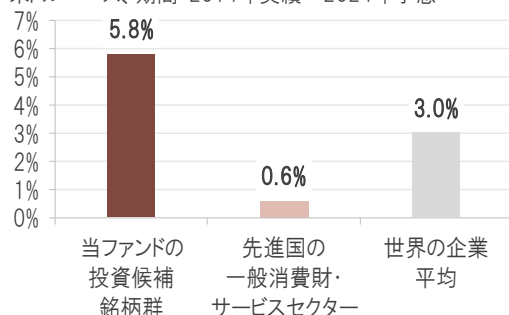
（2006年6月30日＝100として指数化、対数表示）



※当ファンドのパフォーマンス：当ファンドの分配金再投資後基準価額。基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。分配金再投資後基準価額は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。  
出所：リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成

## 過去10年間の売上高成長率(年率)比較

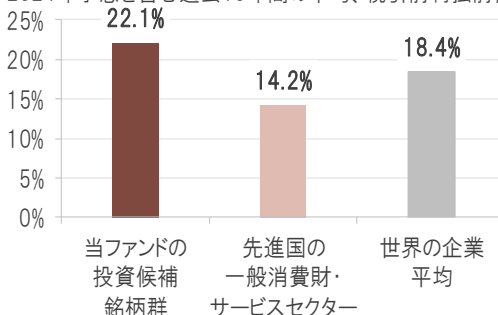
米ドルベース、期間：2014年実績～2024年予想



データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 過去10年間の平均利益率比較

2024年予想を含む過去10年間の平均、税引前利払前償却前利益率



※当ファンドの投資候補銘柄群：約120銘柄のプレミアム・ブランド企業（時価総額の大きいアップルを除く）※先進国の一般消費財・サービスセクター：MSCI世界一般消費財・サービス株価指数構成企業、世界の企業平均：MSCI全世界株価指数構成企業※2024年予想は2025年1月時点の集計（ファクトセットによる）  
出所：ピクテ・アセット・マネジメント、ファクトセット

## ■ トランプ関税の影響を免れることはできないが、ブランド力を背景とした価格決定力などにより、マイナスの影響の一部は吸収可能とみる

前述の通り、プレミアム・ブランド企業の多くは輸出企業であり、トランプ関税や世界的な貿易戦争へ発展した場合、その影響を免れることはできません。しかし、プレミアム・ブランド企業は、一般的な消費関連企業に比べると、ブランド力を背景とした価格決定力や、高い利益率、熱狂的なファンの存在（顧客ロイヤリティが高い）などの優位性があり、マイナスの影響を比較的うまく吸収していけるものとみています。

高級ブランド企業は、ポートフォリオの約3割を占める中核的な存在であり、そのうちの多くは欧州企業です。米トランプ政権が2025年4月2日に発表した関税措置では、欧州連合（EU）からの輸入品に20%、スイスは同31%、英国は同10%とされています。高級ブランド企業が展開するバッグなどの皮革製品や、既製服、アクセサリなどのほとんどは欧州内で製造されており、時計や宝飾品などはスイスで製造されています。このため、トランプ関税の課税対象となります。

ただし、高級ブランド企業には、プレミアム・ブランド企業群の中でも特に強力なブランド力があり、それを背景とした価格決定力があります。特に、エルメス・インターナショナル（フランス）やフェラーリ（イタリア）などは、関税引き上げ分を最終価格に転嫁することが比較的容易にできると考えられます。また、高級ブランド企業の中には、米国市場への依存度が比較的小さい企業もあります（例えば、モンクレール（イタリア）、プラダ（イタリア）など）。いずれにしろ、多くの高級ブランド企業については、価格決定力や高利益率などによって、関税引き上げコストを吸収することは可能性であるとみています。

一方、スポーツ用品（シューズやアパレルなど）を手掛けるスポーツ関連企業は、トランプ関税の影響をより大きく受ける可能性があるかと懸念されます。これらの企業のサプライチェーン（供給網）は、主に中国や東南アジアなどの製造業者に依存しています。また、高級ブランド企業に比べると、価格決定力は弱く、利益率は低くなります。また、顧客層の裾野が広いため、需要は景気変動の影響をより大きく受けやすい傾向があります。

## ■ 足元のポートフォリオについて | トランプ関税の影響を考慮しつつも、大きな変更はない

当ファンドの運用に際しては、消費者の「羨望的」となるような強力で魅力的なブランド力を確立している企業の中から銘柄を厳選して投資を行っていく方針に変わりはありません。そのなかでも足元では特に、①良好な業績見通し（不確定要素が少ない）が立てられる企業、②関税の直接的な影響は限定的である企業、③中国市場の回復により恩恵を大きく受ける企業、などに特に注目していきます（詳細は次ページの「足元の銘柄選別のポイント」参照）。

一方、関税の影響が大きいとみられるスポーツ関連企業については、より慎重な見方をせざるをえないと考えています。また、同じく関税の影響が大きいとみられる高級酒企業については、需要回復の遅れなどから、これまでも大幅に組入比率を引き下げてきており、今後も組入比率は低位にとどめる方針です。

当資料で言及した個別銘柄はファンドの投資対象候補銘柄の一例を紹介するものです。特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向等を示唆するものでもありません。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 足元の銘柄選別のポイント

2025年4月7日時点

| 銘柄選別のポイント               | 銘柄例                                                           | 備考                                                                                                                          |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 良好な業績見通し<br>(不確定要素が少ない) | エルメス・インターナショナル<br>(フランス)、フェラーリ(イタリア)                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱狂的ファンの存在、富裕層の顧客が多い</li> <li>● 強力なブランド力を有し、価格決定力がある</li> <li>● 高い利益率を誇る</li> </ul> |
|                         | エシロール ルックスオティカ<br>(フランス)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 革新的な商品(レイバンメタ・グラス(カメラを内蔵したスマートサングラス))の存在</li> </ul>                                |
| 関税の直接的な影響は<br>限定的       | ヒルトン・ワールドワイド・ホールディングス(米国)、アコー(フランス)、VISA(米国)、アメリカン・エクスプレス(米国) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出産業ではない(ホテル、金融サービス)</li> <li>● アセットライト(自社保有資産が少ない)な企業</li> </ul>                  |
| 中国市場の回復期待               | フィナンシエール・リシュモン(スイス)、モンクレール(イタリア)                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国市場での事業比率が大きい</li> </ul>                                                          |

※上記個別銘柄は、当ファンドの2025年3月末時点組入上位銘柄の一部です。

当資料で言及した個別銘柄はファンドの投資対象候補銘柄の一例を紹介するものです。特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向等を示唆するものでもありません。

## 設定来の当ファンドの運用状況

円ベース、日次、期間:2006年6月30日(設定日)~2025年4月8日

(2006年6月30日=10,000円)



※基準価額は1万口当たり、実質的な信託報酬等控除後。分配金再投資後基準価額は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。 ※先進国株式:MSCI世界株価指数(配当込み)、基準価額の算出に合わせて1営業日前株価、当日為替で円換算しています。 出所:リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式投資リスク<br>(価格変動リスク、信用リスク) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> <li>●特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、平均的な株式市場の動きと比べて異なる動きをする場合やその価格変動が大きい場合があります。</li> </ul> |
| 為替変動リスク                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。</li> <li>●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。</li> </ul>                                                                                                                                   |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に世界のプレミアム・ブランド企業の株式に投資します
- 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 3ヵ月に1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎年2月、5月、8月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
    - 原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、1万円を超える部分の額の範囲内で分配金額を決定します(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配を行わないこともあります)。また、原則として決算時の基準価額が1万円未満の場合は、分配を行いません。
  - 一 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## 手続・手数料等

## [お申込みメモ]

|                 |                                                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位            | 販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。                                                                                               |
| 購入価額            | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                    |
| 換金価額            | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                               |
| 換金代金            | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                    |
| 購入・換金の<br>申込不可日 | ロンドン証券取引所またはジュネーブの銀行の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。                                                                                      |
| 換金制限            | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。                                                                                               |
| 信託期間            | 2006年6月30日(当初設定日)から無期限とします。                                                                                                          |
| 繰上償還            | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。                                                                                     |
| 決算日             | 毎年2月、5月、8月、11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。                                                                                                |
| 収益分配            | 年4回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

## [ファンドの費用]

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。<br>(詳しくは、販売会社にてご確認ください。) |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                         |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |  |      |      |      |        |        |        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|------|------|------|--------|--------|--------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.65%</b> (税抜1.5%)の率を乗じて得た額とします。<br>運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。<br>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)] <table><tr><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>年率0.7%</td><td>年率0.7%</td><td>年率0.1%</td></tr></table><br>なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。 |        |  | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 年率0.7% | 年率0.7% | 年率0.1% |
| 委託会社             | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 受託会社   |  |      |      |      |        |        |        |
| 年率0.7%           | 年率0.7%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年率0.1% |  |      |      |      |        |        |        |
| その他の費用・<br>手数料   | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.055%</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組<br>入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により<br>変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。                                                                                                                                         |        |  |      |      |      |        |        |        |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                | 項目            | 税金                                                    |
|-------------------|---------------|-------------------------------------------------------|
| 分配時               | 所得税<br>および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して <b>20.315%</b>                 |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税<br>および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b> |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 委託会社、その他の関係法人の概要

|        |                                                                                                        |                                                                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社   | ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)<br>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号<br>加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会 | 【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】<br><a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a> |
| 受託会社   | 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)<br>〈再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行〉                                          |                                                                                         |
| 投資顧問会社 | ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(マザーファンドの外国株式等の運用指図を行う者)                                    |                                                                                         |
| 販売会社   | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)                                |                                                                                         |

## 販売会社一覧

### 投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等                                                  |          |                  | 加入協会    |                 |                 |                    |
|------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                                                      |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| あかつき証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○               | ○               |                    |
| いちよし証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号   | ○       | ○               |                 |                    |
| SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用)                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社SBI証券 (注1)                                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                 | ○               | ○                  |
| OKB証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ○       |                 |                 |                    |
| 九州FG証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号   | ○       |                 |                 |                    |
| 京銀証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第392号  | ○       |                 |                 |                    |
| 極東証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号   | ○       |                 |                 | ○                  |
| きらぼしライフデザイン証券株式会社                                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3198号 | ○       |                 |                 |                    |
| ぐんぎん証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○       |                 |                 |                    |
| 四国アライアンス証券株式会社                                       | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号   | ○       |                 |                 |                    |
| 大和証券株式会社 (注2)                                        | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 東海東京証券株式会社 (注3)                                      | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| とうほう証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号   | ○       |                 |                 |                    |
| 東洋証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号  | ○       |                 |                 | ○                  |
| 浜銀TT証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                 |                 |                    |
| 百五証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号  | ○       |                 |                 |                    |
| マネックス証券株式会社                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 楽天証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社伊予銀行                                             | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第2号    | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)                | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)              | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社大垣共立銀行                                           | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第3号    | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社京都銀行                                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社京都銀行<br>(委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)                    | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社きらぼし銀行                                           | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第53号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社きらぼし銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>きらぼしライフデザイン証券株式会社)      | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第53号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社群馬銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第46号   | ○       |                 | ○               |                    |
| スルガ銀行株式会社                                            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第8号    | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社千葉銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第39号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社東邦銀行                                             | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第7号    | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社東和銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第60号   | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社肥後銀行                                             | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第3号    | ○       |                 |                 |                    |
| 株式会社百五銀行                                             | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第10号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社北海道銀行 (注4)                                       | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第1号   | ○       |                 | ○               |                    |
| 株式会社北國銀行                                             | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第5号    | ○       |                 | ○               |                    |
| 三井住友信託銀行株式会社                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第649号  | ○       | ○               | ○               |                    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |                 | ○               | ○                  |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       |                 | ○               | ○                  |

## 販売会社一覧(つづき)

| 商号等                                                    | 加入協会                   |                 |                 |                    |
|--------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
|                                                        | 日本証券業協会                | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                          | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号  | ○               | ○               | ○                  |
| 株式会社UI銀行<br>(委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社)(オンラインサービス専用) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第673号 | ○               |                 |                    |
| 株式会社ゆうちょ銀行                                             | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号 | ○               |                 |                    |
| 株式会社横浜銀行                                               | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号  | ○               |                 | ○                  |

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) 株式会社北海道銀行では、新規買付のお申込みは取扱いません。

当資料で使用したMSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。